

福岡県公報

平成23年2月14日
第3218号

目次

告示(第289号-第299号)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 1

都市計画事業の認可 (公園街路課) 1

土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分 (農村整備課) 2

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2

県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 2

土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) 2

道路の区域の変更 (道路維持課) 2

道路の供用の開始 (道路維持課) 3

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3

公共測量の実施 (県土整備総務課) 3

公共測量の実施 (県土整備総務課) 4

公 告

建設業の許可の取消し (建築指導課) 4

建設業の許可の取消し (建築指導課) 4

福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (子育て支援課) 5

正 誤

生活保護法に基づく介護機関の指定(平成23年1月福岡県告示第188号) 中正誤 5

目次(平成23年1月28日福岡県公報第3212号) 中正誤 5

告 示

福岡県告示第289号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成23年1月21日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 コジマNEW福岡春日店
 - 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
有限会社エスプランニング 代表取締役 櫻井 真由子	株式会社エスプランニング 代表取締役 櫻井 恵

福岡県告示第290号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 施行者の名称
北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業3・2・41号大門木町線及び3・3・24号浅野町愛宕線

3 事業施行期間
平成23年2月14日から平成27年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
福岡県北九州市小倉北区大手町地内
(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第291号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。
平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡赤池町堀田土地改良事業 共同施行	田川郡福智町上野 (堀田地区第2工区換地区)	平成23年1月21日

福岡県告示第292号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。
平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字乙犬字筒井133番3及び133番10
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字乙犬133番3
関 チズ子
関 秀和

福岡県告示第293号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。
平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
飯塚市鹿毛馬 (鹿毛馬地区第2換地区)	平成23年2月4日

福岡県告示第294号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。
平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
嘉穂土地改良区 千手土地改良区	平成23年2月1日

福岡県告示第295号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 線 鞍 手	前	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉441 番1先まで	5.4 ～ 56.0	1,816.2
			前	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2262番3先まで	17.0 ～ 47.0	1,149.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉441 番1先まで	5.4 ～ 56.0	1,816.2
			後	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2262番3先まで	17.0 ～ 47.0	1,149.0

福岡県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 線 鞍 手	鞍手郡鞍手町大字中山2109番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2262番3先まで

福岡県告示第297号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成23年1月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人たんがく
- 代表者の氏名
樋口 千恵子
- 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市上津1丁目23-10
- 定款に記載された目的

この法人は、医療・教育・社会福祉・環境保全・農林に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成、青少年の健全育成と、国土の健全なる発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 測量の種類
公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成22年11月24日から 平成23年2月28日まで

福岡県告示第299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成23年1月28日から 平成23年3月31日まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年2月3日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 安産業	田川郡大任町大字今任原 3486	安方 義幸	平成18年6月8日 福岡県知事許可（般-18） 第100937号

3 処分の内容

土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社安産業の代表取締役及び同社の取締役は、建設業法違反で平成22年12月17日に福岡地方裁判所から、それぞれ懲役5ヶ月（執行猶予3年）の判決を受け、平成23年1月5日にその刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年2月3日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
安心建設	田川郡大任町大字今任原 3486 - 1	松本 義之	平成22年3月28日 福岡県知事許可（般-21） 第99805号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

安心建設の代表者は、建設業法違反で、平成22年12月17日に福岡地方裁判所から懲役5ヶ月（執行猶予3年）の判決を受け、平成23年1月5日にその刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部を改正する要綱案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年2月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成23年2月14日から平成23年3月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・1・26	3211	告 示	188	2			後から 9	表中	城西ヶ丘4丁目	城四ヶ丘4丁目
23・1・28	3212	目 次		1			6		公共測量の実施	公共測量の実施（県が測量計画機関となった場合）